

2015年度介護保険制度の改定に向けて

介護保険制度の保険給付から「要支援1・2」を外さないことを求める署名のお願い

日本の社会は、これまでに例をみないスピードで高齢化が進み、介護が必要な高齢者が急速に増える事が見込まれます。2000年度にスタートした介護保険制度は、介護を家族で支えるのではなく社会全体で支え、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように生まれた制度です。国や地方自治体からの税金と40歳以上の国民が払う保険料を財源とする社会保険の仕組みです。

2015年の制度改定実施に向けて、2025年以降の介護高齢者の急増を予測し、それに伴う財源確保を重要課題とし、保険給付から軽度者（要支援1・2）のサービスの削減が検討されています。

今まで介護予防事業として実施してきたことで、独居の方や高齢者夫婦世帯の在宅生活を支え、生活の質を保つことができました。介護保険制度から要支援者が外され、市区町村の地域支援事業へ移行された場合、質と量ともに受け皿になり得るとは思えません。かえって要支援者の生活の状態が悪化することやその結果、介護者家族の負担も増すことが懸念されます。

Q & A



Q1：「要支援1・2」の認定を受けている人はどのくらいで、介護保険からどのくらい給付されているのでしょうか？

A：全国平均では、要支援1・2の認定者は約22%ですが、介護保険給付費のわずか6%です。このことから、介護保険財源を圧迫しているとは思えません。

Q2：「要支援1・2」を介護保険給付から外し、市区町村事業に段階的に移行するといっていますが・・・？

A：国はボランティア・NPOなどで対応することを考えています。現実その受け皿となる体制が質と量を賄いきれるかは疑問です。自治体の地域格差が懸念されています。

Q3：介護予防のサービスはどのようなものがありますか？

A：サービスは、訪問介護、通所介護、訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与他です。専門性のあるサービスで、在宅生活を維持することが出来るので必要なサービスです。

Q4：軽度者への支援が薄くなり、かえって、重度化する人が増えないでしょうか？

A：要支援1・2の約4割は独居です。生活を支援することで介護の重度化を予防することができます。いかに要介護状態になることを予防するかが大切です。

**ぜひご家族、近隣の方、お友達にも呼びかけてください！
ご提出は、地域ネットの運営委員にお渡しいただくか、
地域ネット事務所まで郵送でお願いいたします。
FAXは署名として認められませんので、ご協力ください。**



FAXでの
ご提出は無効
になります

宛先) 神奈川ネットワーク運動・青葉
〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町1151-1
ライオンズマンション市ヶ尾第2-203
TEL045-508-9475 FAX045-508-9474

第1次集約:2013年10月20日
第2次集約:2013年11月20日
最終集約:2013年12月20日